

「古川流域の総合的な治水対策協議会」規約

（趣旨）

第１条 本会の名称は、「古川流域の総合的な治水対策協議会」（以下「協議会」という。）とする。

（目的）

第２条 協議会は、古川流域で近年頻発している浸水被害を踏まえ、秋田市・秋田県・国が連携して現状を把握し、対応方法を検討してそれぞれの役割を確認、分担して対策を行うことで被害を軽減することを目的とする。

（協議会）

第３条 協議会は、別表１の職にある者をもって構成する。

２ 協議会には、別表２の職にある者からなる作業部会を置き、必要事項の調整検討を行う。

３ 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

４ 事務局は、第１項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（会長）

第４条 協議会には、会長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

２ 会長は、協議会の運営と進行を総括する。

（公開）

第５条 協議会の公開方法については協議会で定める。

（協議会資料等の公表）

第６条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

２ 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第７条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

２ 協議会の事務局は、秋田市 建設部 道路建設課に置く。

（雑則）

第８条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮り決定する。

附 則

この規約は、平成３０年８月１７日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年８月２日から施行する。

附 則

この規約は令和 2 年 4 月 1 5 日から施行する。

附 則

この規約は令和 3 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は令和 4 年 4 月 2 5 日から施行する。

附 則

この規約は令和 5 年 4 月 2 6 日から施行する。

附 則

この規約は令和 6 年 4 月 2 6 日から施行する。

附 則

この規約は令和 7 年 5 月 2 2 日から施行する。

別表 1 古川流域の総合的な治水対策協議会 委員

国土交通省 東北地方整備局	秋田河川国道事務所	所長
秋田県	建設部	次長
秋田市	上下水道局	理事
秋田市	総務部	危機管理監
秋田市	建設部	部長

別表 2 古川流域の総合的な治水対策協議会 作業部会

国土交通省 東北地方整備局	秋田河川国道事務所	副所長
国土交通省 東北地方整備局	秋田河川国道事務所 工務第一課	課長
国土交通省 東北地方整備局	秋田河川国道事務所 流域治水課	課長
秋田県	建設部 河川砂防課	チームリーダー
秋田県	建設部 下水道マネジメント推進課	チームリーダー
秋田県	秋田地域振興局建設部 企画・建設課	課長
秋田県	秋田地域振興局建設部 保全・環境課	課長
秋田市	上下水道局 下水道整備課	課長
秋田市	総務部 防災安全対策課	課長
秋田市	建設部	次長
秋田市	建設部 道路建設課	河川担当課長

「古川流域の総合的な治水対策協議会」に関する公開方法

1 会議等の公開

- (1) 会議、会議資料及び議事概要は公開するものとする。ただし、特段の理由があるときには、会議、会議資料および議事概要を非公開とすることが出来る。
- (2) 前項ただし書きの場合において、その理由を明示し、会議、会議資料および議事概要の全部または一部を非公開とすることが出来る。

2 議事概要

- ・古川流域の総合的な治水対策協議会の議事概要については、事務局が作成するものとする。

3 公開の方法

- ・会議の公開方法は、別に定める傍聴規程によるものとする。
- ・会議資料および議事概要についての公開方法は、インターネットホームページへの掲載によるものとする。

「古川流域の総合的な治水対策協議会」に関する傍聴規程

- 1 「古川流域の総合的な治水対策協議会」は公開とする。
- 2 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 3 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
 - (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
 - (3) 一般傍聴人の定員は、会場の状況により会長が判断するものとする。
 - (4) 次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
 - 1) 危険な物を携帯している者
 - 2) 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - 3) 酒気を帯びていると認められる者
 - 4) その他協議会の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
 - (5) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - 1) 協議会の会議における言論に対し、拍手、その他により、公然と可否を表明しないこと。
 - 2) 騒ぎ立てる等、協議会の会議を妨害しないこと。
 - 3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - 4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - 5) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - 6) その他協議会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。
 - (6) 傍聴人は、会議で非公開とする議題があったときは、事務局の指示により、速やかに退場しなければならない。
 - (7) 傍聴人は、会議の傍聴にあたっては、事務局の指示に従わなければならない。
 - (8) 事務局は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。